

第 4675 号 (2-2)	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 2月 25日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 設備投資の促進、雇用・所得の拡大税制

Q：今年度の税制改正では、設備投資の促進と雇用・所得の拡大税制が盛り込まれているとか。どのような内容なのですか？

A：次のような内容です。

【解説】

平成25年の税制改正では、設備投資の促進と雇用・所得の拡大税制として次の制度が創設されます。

①国内設備投資を促進する税制

青色申告法人が、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度において、国内事業用生産等設備を取得して、その設備のうちの機械装置を事業の用に供した場合において、その取得価額の合計額が一定の金額を超えるときは、その取得価額の30%の特別償却とその取得価額の3%の税額控除(当期の法人税額の20%が限度)との選択適用ができる。

②雇用・労働分配を拡大する税制

青色申告法人が、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度に、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その法人の雇用者給与等支給増加額(雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額)の基準雇用者給与等支給額に対する割合が5%以上で、かつ、一定の要件を満たすときは、その雇用者給与等支給増加額の10%(当期の法人税額の10%(中小企業者等は20%))の税額控除を認める。

